

京都市告示第 157 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 26 年 5 月 26 日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
一般府道	銀閣寺宇多野線	左京区銀閣寺前町 56番地先から 左京区浄土寺東田町 57番地まで	上り線・350m 下り線・350m
		左京区銀閣寺町 31番地先から 左京区銀閣寺前町 14番地の1地先まで	上下線・200m

(建設局土木管理部道路河川管理課)